

スライド率抑制装置の次の課題は何か？

ードイツ年金改革の諸論点ー

会津大学短期大学部

産業情報学科

石光 真

スライド率抑制装置の次の課題は何か？

ードイツ年金改革の諸論点ー

石光 真

平成23年1月10日受付

【要旨】ドイツでは日本におけるマクロ経済スライドと軌を一にして、2004年に持続性係数という年金スライド率抑制装置を導入した。これがうまく機能すれば、年金給付の抑制により、年金純債務はかなり削減されるはずなのだが、議会制における政治的現実としては、日独ともに年金給付抑制機能は全く、あるいはほとんど発動していない。複雑なメカニズムを持つ給付抑制装置は、国民にほとんど理解されていないがゆえに、導入時に反対も少なかったが、同じ理由で政権担当者が執行をサボタージュすることも容易である。その点では年金受給開始年齢引き上げのほうが、導入時の抵抗も大きい一方、いったん導入されれば引き返すことは難しいのではなかろうか。

給付抑制につぐ年金改革の論点は、税財源の投入、空洞化の克服である。ドイツの公的年金は、所得再配分機能の低い報酬比例型社会保険方式の典型である一方で、税財源の投入率は高い。一方で保険料の徴収率は高い。低所得被用者のカバーなど、給付抑制以外の諸論点について概観し、今後の研究課題を模索した。

目次

はじめに

1. 法定年金スリム化の現状

- 1.1 年金財政の持続可能性
- 1.2 最近のドイツの年金改革年表
- 1.3 保険料率はどこまで上がるか
- 1.4 年金給付はどこまで下がるか
 - 1.4.1 「リースター係数」の給付抑制メカニズムとその発動サボタージュ
 - 1.4.2 「持続性係数」の給付抑制メカニズムとその誤作動
 - 1.4.3 「年金保証」
 - 1.4.4 日本の「マクロ経済スライド」とその発動の遅れ
 - 1.4.5 支給開始年齢引上げ
 - 1.4.6 年金給付スリム化と現在の遅延が年金純債務に与える影響

1.5 法定年金スリム化の弊害と二種類の補完手段

- 1.5.1 リースター年金による補完
- 1.5.2 法定年金の所得再分配機能欠如
- 1.5.3 リースター年金を強制加入にすべきか
- 1.5.4 税財源の低所得者救済策

2. 法定年金をとりまく諸問題

2.1 連邦補助金の制度

2.2 年金制度の加入対象者

- 2.2.1 被用者
- 2.2.2 自営業者等
- 2.2.3 子育て中の親、介護中の家族、実質的従属労働者
- 2.2.4 失業者
- 2.2.5 加入対象者まとめ

2.3 公的年金と移転支出との関係

- 2.3.1 失業手当Ⅱとリースター年金の関係
- 2.3.2 法定年金と社会扶助の関係
- 2.3.3 リースター年金と基礎保障の関係

2.4 未納・未加入問題

2.5 年金体系

- 2.5.1 ドイツの年金は「一元化」されているか
- 2.5.2 スウェーデンが「一元化」しているならドイツも「一元化」している
- 2.5.3 日本の年金体系はスウェーデンやドイツのように「一元化」していない

おわりに－日本はドイツの年金改革から何を学べるか

参考文献

はじめに

菅内閣は2010年6月29日、年金改革に関する以下の方針を発表した¹。

「新年金制度の基本原則

1. 年金一元化の原則

全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

2. 最低保障の原則

最低限の年金額の保障があること

3. 負担と給付の明確化の原則

負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

4. 持続可能の原則

将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

5. 「消えない年金」の原則

年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

6. 未納・未加入ゼロの原則

年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

7. 国民的議論の原則

国民的な議論の下に制度設計を行うこと」

ここからは、

1 「一元化」「負担と給付の明確化」 スウェーデン型の「一元化」したNDC（概念的確定拠出）の報酬比例年金に

2 スウェーデンのNDCのような加入者への説明ができる態勢をつくって「消えた年金」が生まれるような問題を解決し、

3 「最低保障」「持続可能」 国民年金の代わりにスウェーデン型のくさび形の所得保障年金を、（多分消費税財源で）乗せて「未納・未加入」問題を根絶したい

という期待が読み取れる。

本稿の目的は、以上の日本の年金改革の課題に、スウェーデンならぬドイツの年金改革がどのような教訓を与えるかを探ることにある。

¹国家戦略室（2010）

1. 法定年金スリム化の現状

菅内閣の国家戦略室の「新年金制度の原則」のうち「2. 最低保障の原則 最低限の年金額の保障があること」「4. 持続可能な原則 将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること」の含意するところは、「(1) 少子高齢化の中で賦課方式の年金財政が破綻しないようにしたいが、(2) 保険料率があまり上がっては拠出者の負担が重すぎる。(3) 一方年金給付があまり下がっても困る。(4) なんとかバランスをとりつつ運営していくしかないが、国庫負担も期待できるといういな」ということであろう。以下、(1) から(3) までに従って年金財政をめぐる料率的な問題について要説する。(4) の国庫負担については2. で述べる。

1.1 年金財政の持続可能性

賦課方式年金の財源問題の本質は、年金純債務＝第1世代利得という、賦課方式固有の内部収益率低下要因である。年金純債務は少子高齢化がなくてももちろん存在するが、少子高齢化の進行によって問題がより顕在化する。

ドイツの年金純債務 (Nachhaltigkeitslücke) は、Moog/Raffelhüschen(2009)の推計によると、GDPの101.1%である。対GDP比で見て日本の厚生年金の年金純債務550兆円とほぼ同じ、アメリカの社会保障年金の年金純債務7.2兆ドルよりは多い。

年金改革とは、parametricalな意味では、この年金純債務をどの世代、どの階層が負担するのかというゼロサム・ゲームである。この制約は積立方式に移行しても、財源を税という形で徴収しても、全く変わらない。何らかの負担がいずれかの世代・階層によって受容されれば、年金財政は何らかの形で持続する。問題はその負担の如何である。負担の配分は年金純債務償還のスピードによる。スリム化が早く進むほど古い世代の負担割合が増え、スリム化が先送りされるほど新しい世代の負担割合が増える。

年金給付のスリム化(年金純債務の削減)は常に遅延するリスクに直面している。先に結論を言うと、独日の2004年の年金改革以後6年という短期においては、ドイツでは政治リスクによって、日本では経済リスクと政治リスクによって、問題の改善は遅々として進んでいない。

しかし長期においては、ドイツでは「リースター係数」と「持続性係数」と「67歳年金」によって、日本では「マクロ経済スライド」によって、年金財政の持続可能性が大幅に改善する展望が得られている。

1.2 最近のドイツの年金改革(年表)

1889年以來の歴史を持つドイツの公的年金(ドイツ法定年金 gesetzliche Rentenversicherung)は、1957年、賦課方式年金として再出発した。

●1972年年金改革

1972年の年金改革で減額調整なしの早期退職を認めた。早期退職の進行と少子高齢化の開始の下でアメリカより4割高い所得代替率を維持しようとする、20%弱の保険料率が2035年には40%を超えるという予測により、1989年、1992年年金改革が決まった。

●1992年年金改革

1992年年金改革によって、(1)年金スライドがグロス賃金準拠からネット賃金準拠に移行した。保険料率が上がると給付も抑制される仕組みである³(「ネット賃金スライドへの移行」)。(2)年金の公式開始年齢が2001年以降徐々に63歳から65歳へと引き上げられることになった(「65歳年金」)。(3)長期拠出者年金の最低拠出期間が25年から35年に延長された。

●1999年年金改革

² Moog/Raffelhüschen(2009) S.19

³ 日本の公的年金も1994年、税込みのグロス月給に準拠するスライドから、税・保険料を引いたネット月給に準拠するスライドに移行した。

1997年に可決された1999年年金改革の内容のうち、給付自動安定化装置「人口動態係数」は、1998年の政権交替で廃案になったが、「退職年齢引上げの追加」は廃案にならず、実現した。

●2001年年金改革

目標：保険料率安定化(2020年まで20%未満、2030年まで22%未満⁴)、給付水準引下げ(標準年金の代替率⁵70%から67%に徐々に引下げ)

手段：「リースター係数」の導入でスライド率抑制

給付水準低下の補完策：国庫補助・税制優遇つきで任意加入の積立方式企業年金・個人年金(リースター年金。所得の4%を拠出)の導入

●2004年年金改革

目標：保険料安定化条項(2001年年金改革と同じ)と給付水準確保条項(「(税引前ネット給付のグロス賃金に対する)代替率が2020年までは46%、2030年までは43%を下回らない⁶」)。景気後退のせいで2001年改革の手段だけでは目標を達成できないことが分かったので、2002年11月に通称リユルupp委員会が招集され、2003年に答申を出した。

手段：「持続性係数」⁷(受給者拠出者比が上昇すると給付スライド率が抑制される給付自動安定装置)。

●2007年年金改革

目標：同上。これもリユルupp委員会答申による。

手段：「67歳年金」(2012年から2029年までかけて公式受給開始年齢を65歳から67歳に引き上げる)と拠出年数延長(加入義務による被保険者についての最低拠出年数を35年から45年に延長する)

1.3 保険料率はどこまで上がるか

ドイツの保険料率安定化条項、日本の保険料上限固定は、保険料率という一つのパラメタを使って目的を直接規定しているので、後述の給付自動安定化装置のように、他の変数の増減によって目的に反する誤作動(政治リスクによる発動のサボタージュや経済リスクによる発動の遅れ)を起こす危険性は少ない。「持続性係数」と「マクロ経済スライド」は、基本的には確定拠出年金を擬制しているからである。

経済成長率(賃金上昇率)が高くなれば、「持続性係数」と「マクロ経済スライド」が当初の設計通りに発動し、給付の実質値を下げることなく保険料率を抑えることができるはずである⁸。図表1は「リースター係数」「持続性係数」「67歳年金」によって将来の保険料上昇がどこまで抑えられるかという予測である。それぞれが効果を発揮し、2030年まで22%に達しない、という目標は達成できる。

⁴ 日本で現在進行中の18%台への小刻みな保険料引上げは、ドイツでは1957年から1980年まで完了している。2000年代の保険料率は19%台で漸増し、2009年-2010年では19.9%である。

⁵ ドイツにおける年金水準を表すのに使われてきたこの高めの数値は、ネットの標準年金(45年間平均報酬を稼いで拠出してきた被保険者の受給額。平均より高い)を、現在の全被用者のネットの平均報酬で割った値(relative pension level)であって、自分自身の現役時所得を分母とする所得代替率(individual replacement rate)ではない。

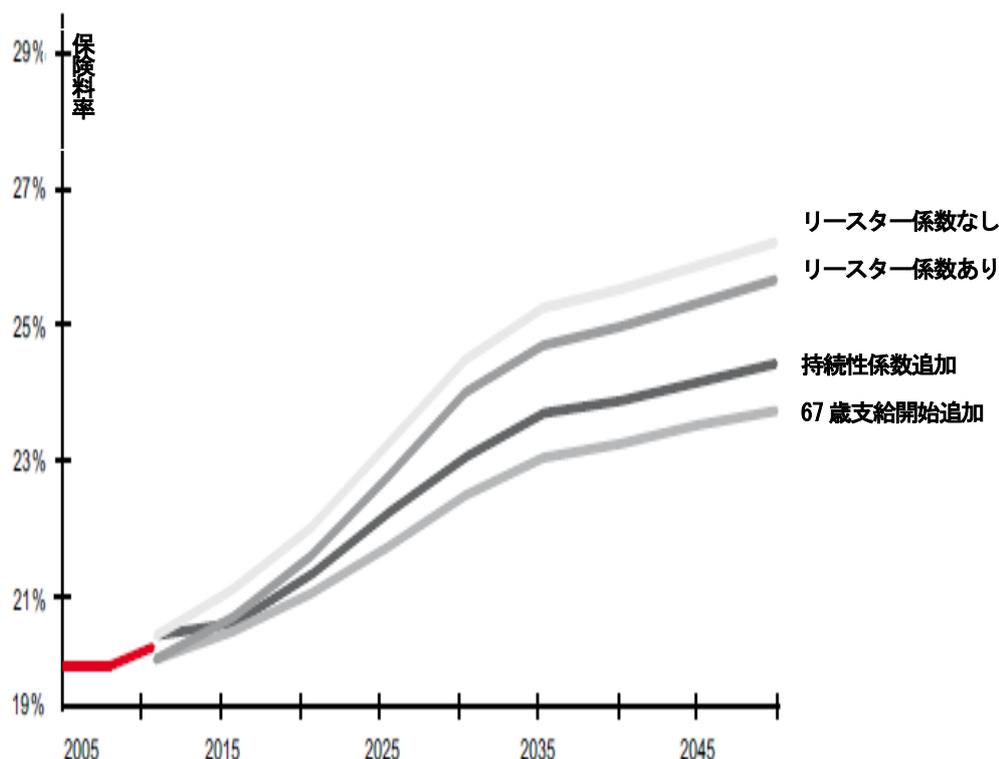
⁶ この低めの数値はネットの標準年金/ネットの平均報酬でなく、ネットの標準年金/グロスの平均報酬。実績は2000年52.9%、2009年52.0%(DRV(2010)S.27)。

⁷ 小泉内閣が平成16年年金制度改正で導入したマクロ経済スライド(後述)に対応する。なお、ドイツの2004年年金改革には他に、年金課税の受給時へのシフトが含まれる。

⁸ もっとも上限は固定されていても将来に向けて保険料率を上げていくことは確かである。保険料の引上げは、ただでさえ高い特にドイツの国民負担率をさらに高める。激変緩和で実施を先延ばししたり小刻みにしたりするほど、古い世代が拠出せずに退職する比率が高まり、新しい世代との世代間不公平を激化させる。

また、ドイツでは2013年から2017年までの5年間、保険料率をいったん19.1%に下げる料率流列を予定してきたが、2008年と2009年のリースター係数停止や2010年の給付額保証(Rentengarantie)発動の結果、ここまでの引下げは不可能になりそうである。

http://www.bundesregierung.de/nn_1274/Content/DE/Artikel/2008/04/2008-04-08-rentenerh_C3_B6hung.html



図表1 年金改革による保険料安定効果⁹⁾

1.4 年金給付はどこまで下がるか

1.4.1 「リースター係数」の給付抑制メカニズムとその発動サボタージュ

「リースター係数」は、リースター年金の拠出が1%から4%へと徐々に増えていく（その流れを「リースター階段」とよぶ）のに合わせて、年金給付の賃金スライドを減らしていく仕組みである。

以下、スライド算定式を簡単に説明する¹⁰⁾。

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} - 1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{BE_{t-2} - 1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}}$$

ARは、これに自分の報酬と拠出の累積値である報酬点数EPを掛けて年金受給額が決まるスライド要因。BEは現在の賃金労働者全体の報酬。したがって右辺の第2項は賃金成長率（1年前の報酬/2年前の報酬）。以上はドイツの年金が新規裁定・既裁定を問わずに賃金スライドであることを示している。

右辺の第3項のAVAがリースター係数、RVBが年金保険料率。いずれも2年前から1年前にかけて数値が上がるほど、分子の減少が大きくなって分数の値が1を下回り、給付のスライド率を抑制する。保険料が上がったり、リースター係数が増えたりすると給付が抑制される。リースター係数が予定通り4%に向けて増えていけばその間は給付抑制効果がある仕組みである。

しかし、今までにリースター係数が給付抑制に役立ったのは2007年だけである。2008年と2009年にも効くはずだったのに、メルケル政権は人為的にリースター階段のステップアップを止めてしまい（「リースター係数の停止」）連邦議会選挙前の給付腕飯振舞をした。政治リスクが現実化してしまったのである。

⁹⁾ Raffelhüschen/ Ehrentraut (2008) S.4 より作成。

¹⁰⁾ 詳しくは石光 (2010) 参照。

1.4.2 「持続性係数」の給付抑制メカニズムとその誤作動

持続性係数が加わった年金スライド算定式を示す。

$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2})} \left(\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \alpha + 1 \right)$$

右辺の第4項が持続性係数である。年金受給者比率RQ（年金受給数/（拠出者数+失業者数¹¹））が上昇すると値が1を下回るようになっている。αは加重係数で、当面は0.25で出発する。

この項は、長期的に少子高齢化が進むとRQが上昇することを想定した給付抑制装置である。ところが、2007年～2009年については、景気が回復すると失業者減を拠出者増が上回るため、数値が1を上回っており、短期的には給付拡大的に作用してしまっている¹²。

1.4.3 「年金保証」

2009年6月、年金保証 (Rentengarantie) が法制化された。年金給付額の絶対額の削減を禁止する法律である。これは以前からある保護条項 (Schutzklausel) を、名前を改めてことさらに立法したものである¹³。2010年7月の年金額改定では年金保証が発動されて、対前年マイナス2.10%になるはずの年金給付額が据え置かれた (旧連邦州 (西ドイツ))。リースター係数の停止、持続性要因による給付引「上げ」にならぶ、給付抑制の先送りである。ただし、保護条項、年金保証による給付削減先送りに関しては、後年埋め合わせる制度はできている¹⁴。

1.4.4 日本の「マクロ経済スライド」とその発動の遅れ

給付抑制係数による給付削減が保護条項で停止されて先送りされるメカニズムは日本でも見られる。この節では日本の「マクロ経済スライド」の発動の遅れを類似例として紹介する。

日本の公的年金においては、1994年のネット賃金スライド導入後、2000年からは賃金スライドを凍結して新規裁定時のみとし、既裁定分は物価変動率のみでスライドしている。そして2004年の平成16年年金制度改革でマクロ経済スライド制度が導入された。結果的に、新規裁定時には賃金上昇率－スライド調整率、既裁定分については物価上昇率－スライド調整率で年金額を調整することになった。スライド調整率とは、公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率 (0.3%) で、2025年度までには平均年0.9%になる見込みだ

¹¹ RQの分母に失業者数が含まれているのは、失業手当受給者は政府が年金保険料拠出を肩代わりする制度を反映している。

¹² この3年間の持続性係数 (旧連邦州 (西ドイツ)) は2007年1.0019 (+0.19%)、2008年1.0022 (+0.22%)、2009年1.0031 (+0.31%)。ただし、2010年には持続性係数は本来の給付抑制機能を果たし、0.9949 (-0.51%) になった。

RQの分母の拠出者数+失業者数 (この合計は労働力人口にはほぼ等しい) は、人口動態よりも景気変動が表に出る短期では、好況になると給付を増やし、不況になると給付を減らす。2010年の持続性係数下落が2009年の金融危機・経済危機の影響だとすると、これは持続性係数の持つこの順循環的 (procyclical) なメカニズムの反映である。

なお、持続性係数の原型である人口動態係数 (1999年年金改革、廃案) は、
$$AR_t = AR_{t-1} \frac{BE_{t-1} (1 - SVB_{t-1})}{BE_{t-2} (1 - SVB_{t-2})} \left(\frac{(LER_{t-8} / LER_{t-9}) - 1}{2} + 1 \right)$$
 式右

辺の第4項であるが、8年前における65歳の者の平均余命 LER_{t-8} と9年前における65歳の者の平均余命 LER_{t-9} の比率を算入し、高齢化が進んで受給年数が増えると受給額が抑制される仕組みだった。高齢化だけを反映して、現役労働者の減少を反映しないのは少子高齢化対策としては物足りない感があるが、労働力人口の短期的な変動の影響を受けないのは長所である。

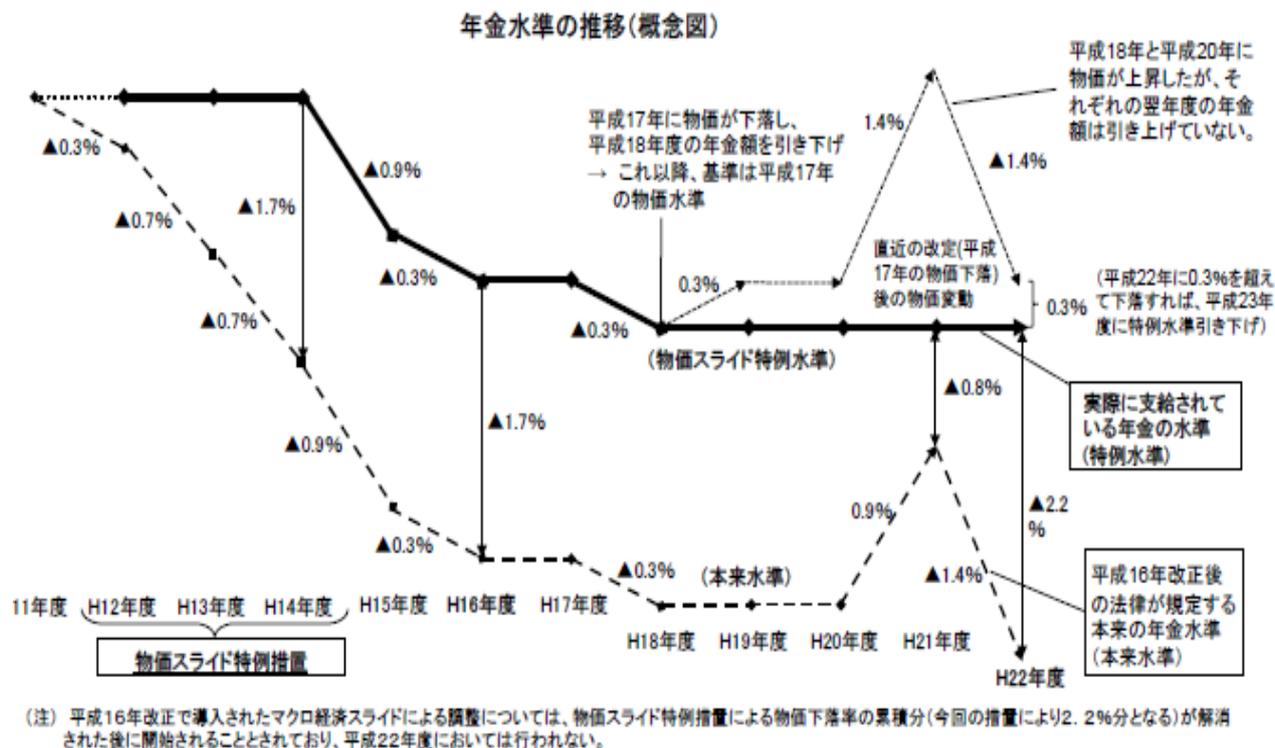
¹³ 2005年にはマイナスの賃金スライドをするべきところを年金保護 (Rentenschutz, Schutzklausel) で停止しているのだが、2006年にもマイナスの賃金スライドをするべきところを、このときは年金保護を使わず、わざわざまた別の立法で据え置いている。同じ立法を繰り返すのは議会政党の有権者 (特に年金受給者) に対するパフォーマンスだろうか。

¹⁴ 給付削減を先送りされた給付削減見送り率は、平衡需要 Ausgleichsbedarf という数値を積み上げる形で記録される。後年賃金上昇率が回復すると、プラススライドを半分にする調整係数 Anpassungsfaktor (別名補填係数 Nachholfaktor) という給付抑制装置が働く。この補填は、平衡需要に現れる給付削減先送り累積値がゼロになるまで続く。この調整係数 (補填係数) は、67歳年金と同時に2007年年金改革で導入された制度で、リースター係数、持続性係数とならぶ給付抑制係数である。

という。

ドイツの係数と違って、日本のマクロ経済スライドは調整率を0.3%、0.9%という単一の定数にしている。年金の維持可能性向上に向けてのスタートである。

ところがこのマクロ経済スライドはまだ一度も発動されていない。その原因は物価スライド特別措置とデフレである。物価スライド特別措置とは、2000年～2002年の3年間、物価が下落したにもかかわらず



図表2 マクロ経済スライドが発動しない原因¹⁵

マイナスの物価スライドを行わなかった措置を指す。マクロ経済スライドはその累積1.7%が解消した後に初めて発動することになっている。この累積分は2009年度、0.9%のプラススライドを実施しなかったことによって0.8%まで減少した。ところが2010年度、物価が1.4%下落したにもかかわらず、「現在の基準年平成17年度の物価水準を下回るまでマイナススライドは行わない」というルールに縛られてマイナススライドが行えなかった。そのため累積額は当初の1.7%を上回る2.2%になってしまった(図表2)。今後0.3%を上回る物価下落が生じればマイナススライドは行えるようになるが、景気が回復して物価や賃金が増え、本来水準が上がって現行特例水準との差が解消しない限り、マクロ経済スライドは発動できない。

デフレのせいで、平成16年年金制度改正が想定した本来水準を上回る年金が給付され続けているのは問題である。デフレ下でも発動するようにスライド規定を見直す必要がある。

1.4.5 支給開始年齢引上げ

給付スリム化のもう一つの手段が支給開始年齢引上げである。

最初に給付削減係数導入と公式開始年齢引上げの優劣を比較する(図表3)。もちろん、年金財政改善のためにはどちらか片方では不足で、それぞれの短所はあっても併用するしかない。

¹⁵ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003zh7-img/2r98520000003zip.pdf>

	給付削減係数導入		公式開始年齢引上げ		
分かりやすさ	× 分かりにくく、知られていない。 従って反対が弱く、法案を通しやすい		○ 分かりやすく、知られている。 従って反対が強く、法案を通しにくい		
ごまかしにくさ	× 知らない間に通った法律だから支持が弱く、 政治家が停止してスライド率を上方修正しても反対が少ない。		○ 法案が通ったからには国民的議論があったに違いなく、働き方も変えるものなので、 簡単には引き返せない。		
制度の故障しにくさ	× 労働力人口や物価などの変数の動きに連動しているので、削減効果が発動できなかつたり給付を増やしたりする (逆効果の発生)。		○ 年齢という動かせない数字を使って確定的してしまうので、駆け込みの早期退職以外は逆効果が発生することはない。		
代替率引下げ効果	○ 代替率は長期的には下がる(例外：制度の故障)。		○ 代替率は下がる(例外：駆け込み早期退職)。		
経済効率向上	○ 保険料を引き下げることで超過負担が減る。		○ 保険料引下げによる超過負担減少。	○? 保険数理的フェアに近づくとなら中立に近づく。	× 駆け込み早期退職の誘因を与える
年金財政改善	○ 給付が下がれば収支は改善する。		◎ 給付削減と拠出増の両面で収支を改善する。		
経済厚生改善	受給者× (給付引下げ) 他の柱による補完が必要 特に低所得者。	拠出者○ (保険料引下げ)	受給者× (年齢引上げで年数減少、代替率低下) 前期高齢者雇用拡大が成功すれば○のこともある	拠出者○ (保険料引下げ)	

図表3 給付削減係数導入と公式開始年齢引上げの比較 (石光作成)

ドイツは1972年から1992年までの20年間、ワーク・シェアリングの発想から、減額なしの早期退職を認め、平均退職年齢を下げてきた。その結果、1970年には男性65.2歳、女性63.9歳だった実際の平均受給開始年齢が、2000年になってもそれぞれ62.4歳、62.8歳に低下した¹⁶。1992年年金改革、1999年年金改革で65歳に引き上げ、さらに2007年年金改革によって67歳にしようとしている(2012年～2029年) (図表4)。OECD平均で見ても公式退職

¹⁶ 引上げが予告されると、駆け込みで早期退職する人も多いからである。

年齢は2000年を底に男女ともにV字回復している¹⁷ (図表5)。ただし実引退年齢では日本は韓国と並んで世界最高であり、ドイツはやっと回復を始めたに過ぎない。それでも2009年には男性63.6歳、女性63.2歳まで上がってきた (図表6)。

日本	ドイツ
定額部分 60歳→65歳 (男 2001年～2013年) (女 2006年～2018年)	65歳→67歳 (2012年～2029年) 繰り上げ支給開始
報酬比例部分 60歳→65歳 (男 2013年～2025年) (男 2018年～2030年)	通常、失業者 60歳→63歳 (2006年～2008年) 女性 60歳

図表4 公式受給開始年齢の引き上げ¹⁸



図表5 公式退職年齢のV字回復¹⁹

〈表1-2〉 実引退年齢及び公式引退年齢

	(歳)			
	実引退年齢 (1999～2004年)		公式引退年齢 (2004年)	
	男性	女性	男性	女性
アメリカ	64.2	63.1	65.3	
イギリス	63.0	61.6	65.0	60.0
ドイツ	61.3	60.6	65.0	
フランス	59.3	59.5	60.0	
日本	69.3	66.1	60.0	
OECD諸国平均	63.2	61.8	64.0	62.9

資料出所 OECD事務局(雇用労働社会問題局)資料

図表6 実引退年齢と公式引退年齢²⁰

1.4.6 年金給付スリム化と現在の遅延が年金純債務に与える影響

以上によってドイツ法定年金の財政の持続性は確実に改善しつつあることが分かる。

図表7は、年金改革によって給付がどこまで下がるかを予測したものである。

図表8は、持続性係数と67歳年金による年金純債務の対GDP比減少の推計である (保険料引上げと67歳年金厳格化は仮定に基づく推計)。Moog/ Raffelhüschen(2009)によると、その対GDP比120%から、現状での年金純債務対GDP比は101.1%で、「年金保証」(+0.2%²¹)と、「2008年・2009年のリースター階段停止」(+0.3%²²)と保護条項発動や政治的意図による年金スライドの停止(0.7%²³)がなければ97.9%に下がっていただろうという (図表9)。

上に述べた2000年代後半の停滞の影響は、今後給付抑制が長期間続いた場合の影響に比べると、実は微々たる

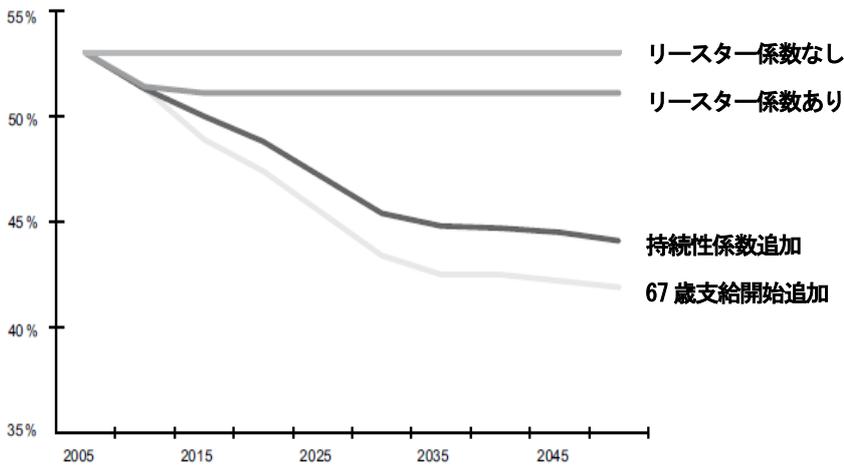
¹⁷ アメリカは2003年から2027年にかけて65歳から67歳に引上げ中、イギリスは2024年から2046年にかけて65歳から68歳に引上げ予定。一方フランスは60歳で、実引退年齢以前に受給している。

¹⁸ 老齢年金の公式受給開始年齢の引き上げはドイツが早い、ドイツは失業手当や稼働能力減少年金の受給して早期退職を選択するなど、実質的な引退年齢は公式年齢より早い。

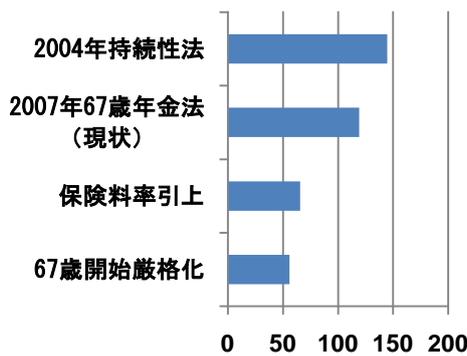
¹⁹ <http://www.oecd.org/dataoecd/12/60/43098050.pdf>

²⁰ <http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wpdocs/hpyi200601/img/tb1.2.gif>

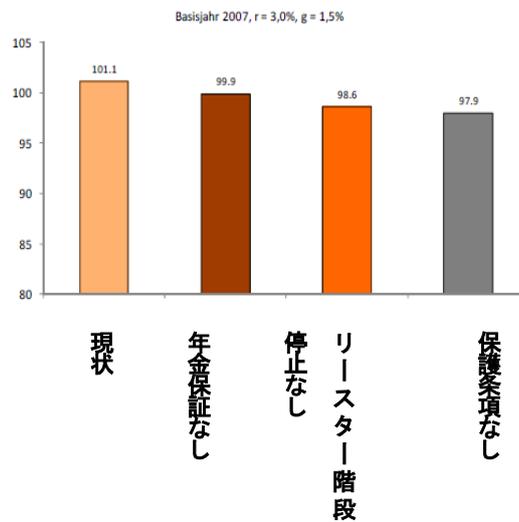
ものであるという予測である。



図表7 年金改革による給付水準低下²¹



図表8 年金改革の進展による法定年金の年金純債務の減少²²
(2005年。横軸は年金純債務の対GDP比)



図表9 年金改革の遅延による法定年金の年金純債務の揺り戻し²³
(2009年。縦軸は年金純債務の対GDP比)

1.5 法定年金スリム化の弊害と二種類の補完手段

OECD(2007)やOECD(2009)はドイツの年金改革を評価しつつ懸念を表明している。リースター年金を創設したのはいい。ドイツは任意での私的年金の加入率が最も高い。67歳年金も優れており、持続性の問題はクリアした。残る問題は低所得者のことだ。基礎年金がなく、報酬比例一本だから、失業者や低賃金労働者は苦しい。自動的に保障する仕組みに欠けている、と。1.5ではこの指摘に応える形で考察を進める。

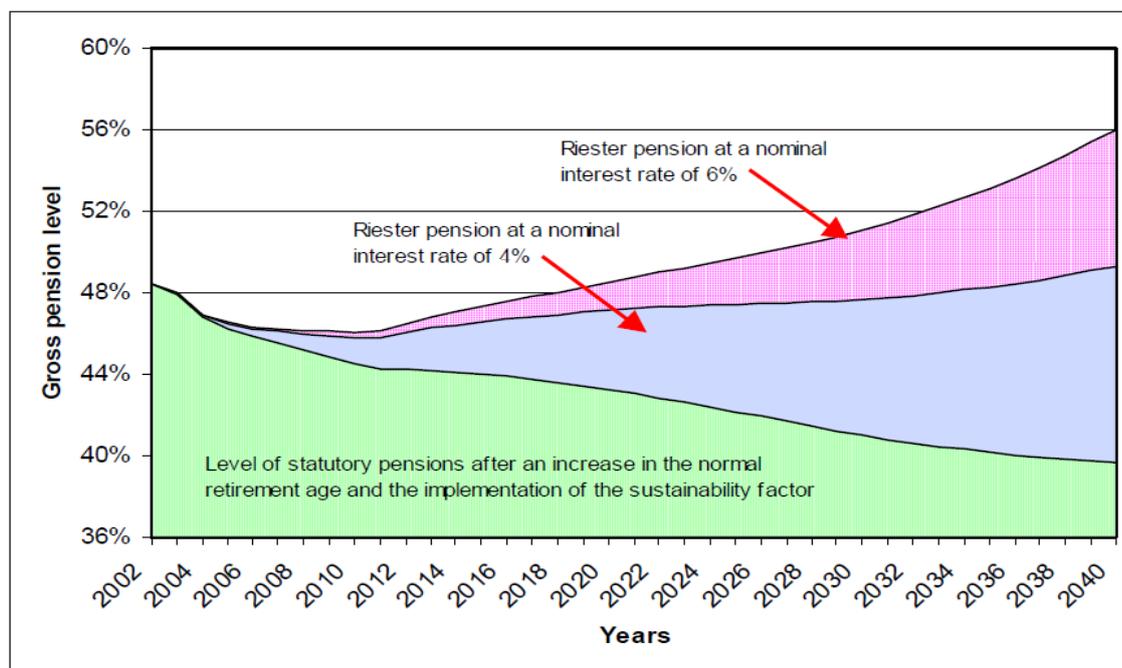
²¹ Raffelhüschen / Ehrentraut (2008)S.4より作成。

²² www.vwl.uni-freiburg.de/fakultaet/fiwiI/downloads/fzg-aktuell/fzg-aktuell-03.pdfより作成。

²³ Moog/ Raffelhüschen(2009) S.19より作成。

1.5.1 リースター年金による補完

図表10はリースター年金が法定年金の縮小（公式退職年齢の67歳への引上げと持続性係数の効果を算入）を補完する様子の予測である。この予測は、平均報酬から法定年金保険料を45年払い続け（標準年金）、かつ4%（2011年以降）のリースター年金保険料の積立を続け、利子率が4%または6%だった場合である。標準年金+リースター年金満額拠出を前提とすれば、部分積立方式年金は賦課方式年金の縮小を充分補完できることが分かる。



図表10 法定年金のスリム化のリースター年金による補完²⁴

リースター年金新規契約数（補助口座数）は2003年から141万、96万、63万と当初停滞したが、2004年年金改革での便宜化を受けて2006年から142万、197万、225万と順調に伸び、金融危機・経済危機の2009年は180万に減ったが、累積1043万口座に達した²⁵（世帯単位なので加入者はこの数字より数割多い）。

金融商品を買う積立方式である以上、2008年・2009年の金融危機・経済危機の影響は受けているが、ドイツのリースター年金については損失は比較的軽微であり、また、退職直前だった人を別にすると、長期の積立の場合は損失の比重もそれほど大きくない²⁶。

前述のようにドイツは任意の私的年金としては世界最高の加入率をOECDに賞賛されている。補助金が所得再分配的なため、低所得者にも普及し、基礎保障（社会扶助）とのarbitrageが問題になっているほどである²⁷。賦課方式のスリム化による老後所得減少の補完策としては積立方式の部分導入は最善の策であり、その意味ではリースター年金は成功していると言って良い（ただしそのために使われている補助金は税制優遇は現役労働者を中心とした税負担を財源としており、その部分はfirst-bestではない）。

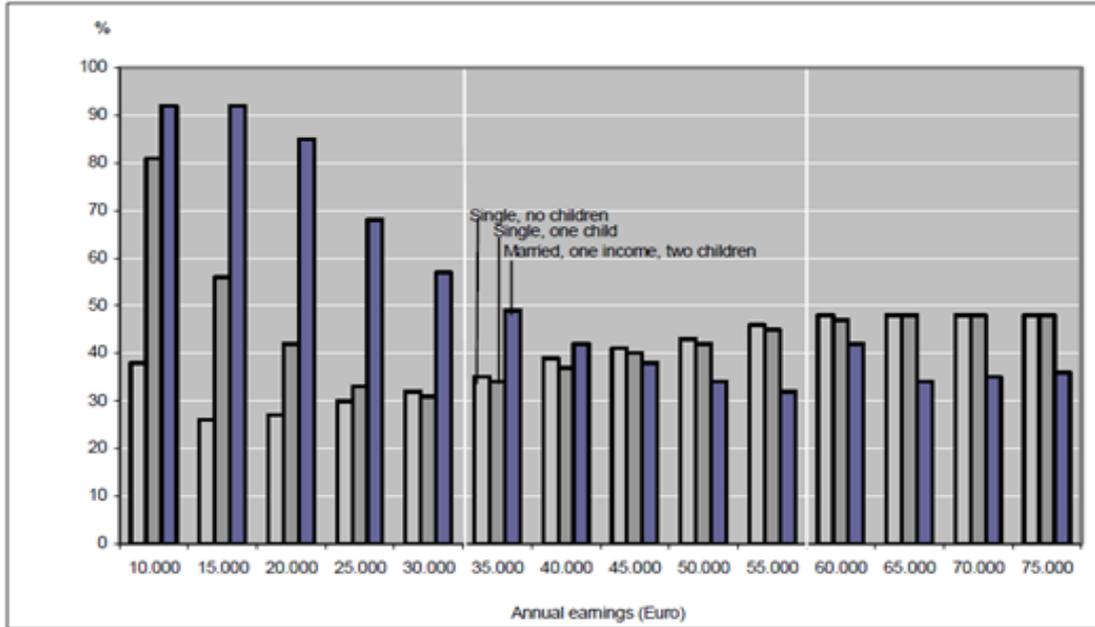
その上、リースター年金には所得再分配機能がある。図表11は所得階層別のリースター補助を示したもので、概して所得再分配的である（高所得者の補助の微増は年金受給時の累進所得課税で逆転する）。

²⁴ Börsch-Supan/Wilke(2005) p.30.

²⁵ DRV(2010)

²⁶ もちろん損失はあったが、個人年金の場合は情報の非対称性の問題、手数料の問題もあるが、ペンション・ファンドの比率は少なく、会社任せの企業年金の場合もドイツの場合は保守的な投資先が多いという。一方金融危機・経済危機は賃金成長率低下等を通じて賦課方式の法定年金にも損失をもたらす。Börsch-Supan/Gasche/Wilke(2009)はその両方に関する詳しい考察である。

²⁷ 石光(2010) 2008年1月のテレビ番組で提起されたこの問題はまだ解決していない。移転支出には所得の過少申告と自助努力の減退というモラル・ハザードがつきもので、それを完全に排除するにはコストがかかるからである。

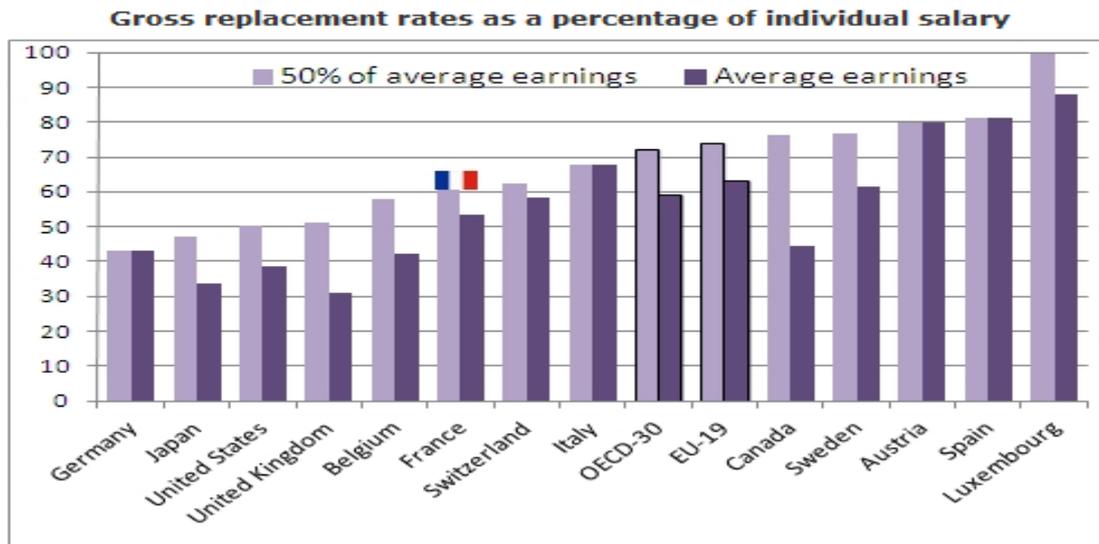


図表 1.1²⁸ リースター年金の所得再分配機能

1.5.2 法定年金の所得再分配機能欠如

一方、所得で加入期間が短く、リースター年金も積み立てていない場合、そして手取りの利率が低かった場合の代替率は当然、これよりはるかに低くなる。

図表 1.2 は公的年金の所得再分配機能の国際比較である。平均所得の50%の低所得者の代替率がドイツは最も低く、かつ平均所得者と全く同じである。ドイツ法定年金に所得再分配機能が全くないことを示している。



図表 1.2²⁹ 公的年金の所得再分配機能の国際比較 (左：平均所得の50%の人 右：平均所得の人)

つまり、ドイツにおいては、任意加入の私的年金であるリースター年金のほうに所得再分配機能がある一方、強制加入の公的年金である法定年金には保険料を払っている限り所得再分配機能が全くない。

²⁸ Börsch-Supan /Wilke(2005) p.18

²⁹ OECD (2009)

法定年金の年金月額、前述のようにスライドをする現実年金価値をもとに
 年金月額＝報酬点数 EP×年金種別係数 RAF×現実年金価値 AR
 という掛け算で算出する。掛ける報酬点数 EP は
 報酬点数 EP＝ Σ (加入者の報酬／平均報酬) (小数点以下 4 位まで算出して加算)
 つまり、加入者の報酬が平均報酬に占める比率の累積である。
 従って、年金受給額は報酬に線形に比例する。ここに累進性の入り込む余地はない³⁰。

	公的年金	企業年金・個人年金
アメリカ	所得再分配機能あり	所得再分配機能なし
ドイツ	所得再分配機能なし	(リースター年金に限って国家補助の所得再分配性により) 所得再分配機能あり

図表 1 3 法定年金とリースター年金の所得再分配機能 (石光作成)

図表 1 3 の示すこの状態を、OECD (2007) や OECD (2009) は前述のように失業者や低賃金労働者を自動的に保障する仕組みに欠けている、と批判する。

ここから浮かび上がる論点は 2 つある。

論点 1 リースター年金を強制にすれば低所得者を自動的に救済できるのではないのか。

論点 2 低所得者を税財源で救済する方法はないのか。

1. 5. 3 リースター年金を強制加入にすべきか

スウェーデンの、所得の 2. 5% の積立年金は強制加入である。リースター年金の創設にかかわった経済学者 Hans-Werner Sinn は、強制加入でないと社会扶助に頼るモラル・ハザードが生じると主張する³¹。一方 Axel Börsch-Supan は、強制保険では租税類似となり、経済効率を阻害するという理由で任意加入を肯定している。

私は、国家補助があるとはいえ、民間資金市場に投資するリースター年金には多少ともリスクが存在する以上、任意加入が望ましいと考える。リースター年金は元本は国に保証されているが、この場合手数料は元本に含まれていないので、手数料を元本に含めると元本割れのリスクは存在するのである。

1. 5. 4 税財源の低所得者救済策

低所得者救済策としては、法定年金の中にも、通常の老齢年金の他に、停年間近の失業者にも与える稼得能力減少年金がある。老齢年金の繰上受給や稼得不能年金・職業不能年金の受給が今日に至る早期退職を促してきた。そして失業者の年金保険料も連邦補助金から支払われる。後述のように Mini-Job、Midi-Job という、社会保険方式の低賃金労働者保護策も設けられた。さらに、2001 年年金改革の一環として、社会扶助 (生活保護) が基礎保障 (Grundsicherung) という形で整備拡充された。

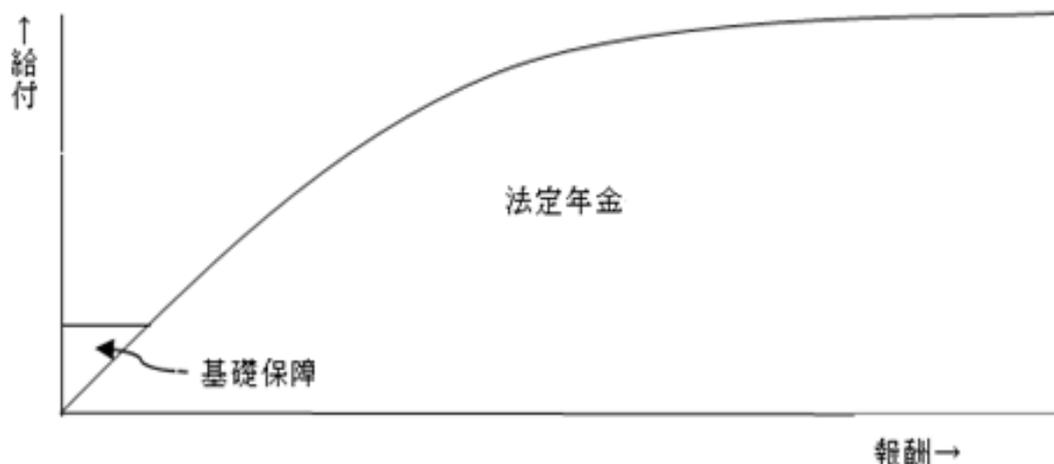
³⁰ ただし、比例して給付に反映する報酬には下限 (800 ユーロ) と毎年改訂される上限 Beitragsbemessungsgrenzen (2010 年旧連邦州 (西ドイツ) 5500 ユーロ) がある。

³¹ 石光 (2010) p.31。

確かに「自動的」には給付されないものも多いが、基礎保障については所轄官庁は申請を待たずして給付義務がある、という判例がある。自動的救済と言えるが、ただしその受給者は法定年金被保険者の2%で、50分位の第1階層しか覆っていない。

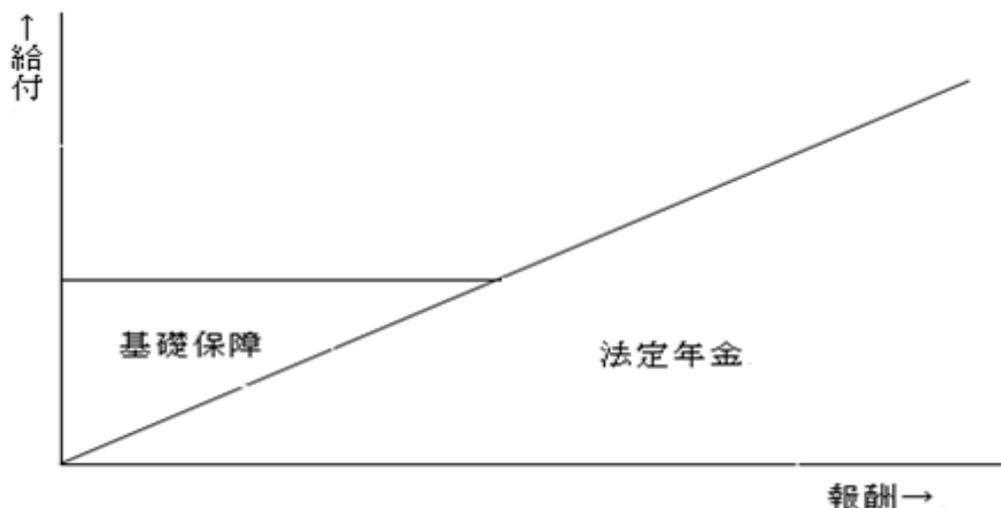
OECD が言わんとすることが、平均所得の50%の層（4分位の第1階層）以上までカバーする所得再分配だとすれば、

- (1) 法定年金の給付に所得再分配機能を持たせる(図表14)。



図表14 所得再分配機能のある所得非線形比例型の法定年金

- (2) 基礎保障の範囲を2%から25%以上まで広げる(図表15)。



図表15 報酬比例型法定年金+範囲を拡大した基礎保障

のいずれか、または両方が必要である。図表15はスウェーデンの「報酬比例型年金+所得保証年金」と同じである（ドイツもスウェーデンも報酬比例年金の上に部分積立年金が乗っている）。

税財源（国庫補助）やMini-Job、Midi-Job、年金体系などについては次の2.で見る。

2. 法定年金をとりまく諸問題

以下、連邦補助金、加入対象者、移転支出との関係、年金体系など、法定年金をとりまく諸問題について論ずる。

2.1 連邦補助金の制度

2009年度の法定年金の収入2442億ユーロのうち、保険料収入1816億ユーロ、一般連邦補助金447億ユーロ、追加連邦補助金182億ユーロ、補填分8億ユーロであり、税財源が収入の26%を占める。その使途は、東欧からの難民への給付、子育て支援中の保険料補填、リハビリ費用などの保険外支出などである。

連邦補助金は一般連邦補助金と追加連邦補助金に分かれる。

一般連邦補助金は、子育て期間の保険料と同様、連邦政府の一般会計から支出され、補助金額は賃金上昇率と仮想保険料率というものに連動してスライドする。

		財源	補助金額スライド方式	創設
一般連邦補助金		一般会計	賃金上昇率と仮想保険料率に連動	
追加連邦補助金	本来の追加連邦補助金	売上税	売上税収に連動	1998年
	加算額	エコ税	賃金上昇率に連動	1999年

図表 1 6 連邦補助金の内訳³²

一方、追加連邦補助金は、「本来の追加連邦補助金」と「加算額」（エコ税補助金）とに分かれる。

「本来の追加連邦補助金は」1998年、売上税の1%増税とともに導入され、売上税収に連動して補助金額がスライドする。その資金は「保険料で賄われていない支出」のために使われる。

「加算額」は1999年エコ税改革の中で導入された。1999年にはエコ税収がそのまま年金財政に流入したが、2000年のエコ的税制改革促進法で、「加算額」はエコ税収とは独立になり、グロス賃金上昇率に連動してスライドするようになった³³。

連邦補助金は、スライドによって法定年金財政収入の25%～30%程度の比率を保ちつつ、決まった保険外支出に充てられている。純粋賦課方式をとって積立金が1ヶ月分もない社会保険本体の短期的な資金繰りのバッファーとして使われることもあるようだが、それは一時的なものであり、保険料で賄われる保険部分と、税財源で賄われる保険外部分は基本的に独立している。税財源が保険財政の経常赤字補填に使われるということはないし、加入者全般の負担軽減に使われることもない³⁴。それにもかかわらず年金への連邦補助金は連邦財政の最大の支出項目であるし、国庫支出が法定年金の保険料率を間接的に引き下げているのも事実である。

2.2 年金制度の加入対象者

ドイツの法定年金が加入対象とする階層は以下の通りである。

2.2.1 被用者

- ・月収 800 ユーロ超の被用者（2647 万人）

保険料負担は労使折半である。中核的労働者を資本主義体制内の中産階級にしようとしてビスマルクが世界初の年金制度を創設した 1889 年以来、ビスマルク創設の年金制度は、典型的には労働組合に組織された重化学工

³² Börsch-Supan /Gasche/Wilke(2009)S.26ff.を参考に石光作表。

³³ Börsch-Supan /Gasche/Wilke(2009)S.26ff.

³⁴ 法定年金の coverage は広いが、それでも日本の公的年金のような国民皆年金を実現しているわけではない。失業手当受給者の保険料拠出補填など、福祉的な支出には税財源を投入しても、保険原理で成り立つ法定年金は、アメリカの社会保障年金とは異なり、国家財政とはあくまで独立である。「エコ税の法定年金年金への投入で保険料率が下がるからいい」という主張に対しては「法定年金に入っていない人もいるのに税財源を投入するのはおかしい」という議論が勝った。本大会の佐藤一光報告参照。

業の男性基幹労働者を対象とし、起源からして貧民救済とは異なる。現在のドイツ法定年金は創設当初よりははるかに広い範囲の男女被用者を含んでいるが、それでも月収 800 ユーロ（約 10 万円）超という基準は、ある程度は安定した雇用の被用者を想定している。

日本の国民年金のように、フリーターや専業主婦をも含む国民皆年金を目標としているわけではないので、未納問題や第 3 号被保険者問題は最初から起こりようがない。

とはいえ、ドイツ法定年金も対象階層を徐々に拡大してきた。被用者の強制加入範囲の拡大が、1999 年からの Mini-Job、2003 年からの Midi-Job である。所得の下限を撤去したが、使用者や保険財政の負担で保険料を減免している。

- ・Mini-Job（月収 400 ユーロ以下の雇用、対象者 506 万人）

被保険者は社会保険料免除。使用者拠出の年金保険料は賃金の 15.0%。この使用者負担は月収 400 ユーロ超の労働者についての 9.95%より高い。かろうじて報酬比例型社会保険方式年金の枠の中にありながら、アルバイトへの所得再分配を意図した制度である³⁵。

- ・Midi-Job（月収 400 ユーロ超～800 ユーロ以下）

使用者拠出保険料は 19.9%の折半分 9.95%で、被保険者負担割合は賃金に応じて段階的に高くなる。Mini-Job と通常の被用者との中間的形態である。

2.2.2 自営業者等

自営業者のうち、「手工業者」（5 万人）、「芸術家・文筆家」（16 万人）は法定年金に加入義務を負っているが、農民老齢年金制度（賦課方式、少額）、医師等の職種別老齢年金制度（州別、積立方式）、官吏恩給（全額税財源）は法定年金とは別の老齢年金制度である。

なお、ハルツ改革による ich-AG という失業者起業補助制度は、受給者の一部が法定年金加入義務を負う（「生業者」1 万 7000 人）。

自営業者や専業主婦は 1972 年年金改革法以降、法定年金に任意加入することができる。任意加入の法定年金被保険者は保険料を全額負担する（「任意加入者」37 万人）。

2.2.3 子育て中の親、介護中の家族、実質的従属労働者

1993 年には 3 歳までの子供の親（「その他の社会的給付受給者」41 万人）、1995 年には家族を介護している人（「介護者」29 万人）が強制加入の対象になった。

2.2.4 失業者

「失業手当 I 受給者」（99 万人）「失業手当 II 受給者」（335 万人）も法定年金に加入義務を持つ。保険料は連邦雇用庁が税財源で払い、受給額は雇用継続の場合より減額される³⁶。

2.2.5 加入対象者まとめ

ドイツには高い失業率がある以上、年金体系の実態は上記のように細部では複雑なものを含まざるをえなくなっている。「報酬比例型社会保険年金一本」を大枠としては維持しながら、実態は保険料減免＋税財源の移転給付を大量に含んでいる。

³⁵（これはハルツ改革とよばれる労働市場政策(2002 年～2005 年)の一環で、失業者の雇用促進を目的として創設された制度であるが、使用者負担割合を高めたのは、使用者に対して雇用回避（や間雇用）へのインセンティブになりうる）

³⁶ 失業手当 II 受給者は従前賃金の 8 割、失業手当 II 受給者は一律 205 ユーロを所得と想定して保険料を算出する。日本にも失業者に国民年金の保険料を全額免除しつつ年金額の 1/2 を支給する制度があるが、ドイツの失業者への補助はいずれもその規模を上回る。

2.3 公的年金と移転支出との関係

捕捉に問題のありそうな階層を何らかの社会保障の受給者にしてしまうやり方である。ドイツでは失業者の法定年金の強制加入者にし、しかも保険料を税財源で与えている。社会保険の形をとってはいるが、実質的には税財源の移転支出である。さらに、稼得不能者年金、稼得減少者年金という制度があり、失業者や半失業者に年金を給付している。また、早期退職というカタチで、老齢年金を受給している低所得者、不安定所得者も多い。

拠出者だと考えるから未納者の捕捉が問題になるのであって、受給者にしてしまえば捕捉から逃れようとするものはいない。ドイツの高福祉の矛盾は高失業率に集中的に表れている。

2.3.1 失業手当Ⅱとリースター年金の関係

前述のように、失業手当Ⅱの受給に際して資産保有に認定されて解約を求められたりほしくない点（ハルツⅣ免除とよばれる特典）は、リースター年金の売りの一つになっている。税財源の失業手当を受給しながらリースター年金の貯蓄を継続する失業者も存在するということである。失業手当Ⅱに関する扱いは規定の制度として安定している。

2.3.2 法定年金と社会扶助の関係

現在法定年金受給者のうちの2%が社会扶助の受給者である。

2.3.3 リースター年金と基礎保障の関係

基礎保障は最後の限界の受給手段として拡充された。報酬比例型の法定年金が、2000年改革のリースター係数によるスリム化に際して、同じ2000年改革で社会扶助制度の拡充として基礎保障を必要としたのはこのためである。リースター年金補助金が所得再分配的なため、低所得者にも普及し、「リースター年金の受給があると基礎保障をもらえなくなるから、リースター年金の積立をやめる」などというモラル・ハザードを生じている（脚注27参照）。リースター年金との調整が問題になっているのは、制度が成熟していないからに過ぎず、成熟すればリースター年金と失業手当Ⅱの関係のように規定の制度として安定的に扱われるはずである。

2.4 未納・未加入問題

ドイツの法定年金は、報酬比例型の年金制度の中に被用者ならぬ自営業者の一部を包括している。費用者の二倍の保険料を自営業者から徴収して未納・未加入問題が生じていないというのは、定額の国民年金でも捕捉に苦しんでいる日本からすると驚くべきことである。

しかし、ドイツで未納・未加入が生じないのは、地域・職域ごとに把握しやすい被用者といい、職人組合的に把握しやすい芸術家や手工業者といい、組織されていて把握しやすい集団を強制加入させているからに過ぎない。

砂粒のようなアトム化された国民を役所が直接年金保険に加入させるのではない。常勤の被用者は職場で経営評議会や産業別・地域別の労働組合に組織されており、雇用者も産業別・地域別に組織されている。この法定年金の徴収も、企業年金の設定も、そうした枠組みで行われる。さらにこの被用者は職員（ホワイトカラー、Angestellte）と労働者（ブルーカラー、Arbeiter）に峻別されており、2005年までは法定年金も職員年金と労働者年金に分かれていた。

自営業者も、2005年までは芸術家・文筆家は職員年金に、手工業職人は労働者年金に加入していた。それぞれ、似通った社会的身分を持つ人々が、職域の同業者組合に組織され、組織ごと法定年金に組み込まれているのであ

って、そうでなければ強制加入の対象にはならない³⁷。その他の自営業者は任意加入であり、任意加入である以上、未納・未加入は問題にならない。ドイツは、中核的被用者が固く団結しているコーポラティズムの国、組織資本主義の国なのである。

この枠組みから外れると、多くは失業者になる。ドイツの失業率の高さはこうした労働組合の労働供給独占による賃金の下方硬直性で説明できる。そして失業者は、失業手当を受け、連邦補助金で保険料を払ってもらふ。あるいは早くも引退して稼働能力減少年金を受給する。月給 800 ユーロ未満の不安定労働者も、雇用主と国家の負担で、中核的労働者とは違って所得再配分的な社会保険年金で組織されようとしている。

同業者組織からドロップアウトした階層は国家が「受給者化」して組織する。この場合も、すでに納付義務者ではなく、受給者であるから、未納・未加入問題は生じようがない。

2.5 年金体系

2.5.1 ドイツの年金は「一元化」されているか

1. ドイツの法定年金は、上述のように、職域別・地域別・身分別の年金組織、そして国家による失業者組み込みの複雑な連合体である。そういう意味では「一元化」されていない。

2. しかしそれだけの集団が、法定年金という単一の制度で統合されている。そういう意味では「一元化」されている。

3. ところが法定年金の外側に、農民老齢年金制度、医師等の職種別老齢年金制度、官吏恩給という別の老齢年金制度があり、日本の基礎年金のような「国民皆年金」の理念はない。そういう意味では「一元化」されていない。

4. しかし3. の各老齢年金はいずれも法定年金と同じ報酬比例型の年金であり、日本の国民年金のような、定額拠出の年金は存在しないという意味では「一元化」している。

5. ところが視野を移転給付にまで広げると、基礎保障（社会扶助）は報酬反比例型の年金と考えられ、それが老齢給付の一角を占めていると考えると、「一元化」していない。

6. ただし、民主党政権が「一元化」というときに念頭に置いていると考えられるスウェーデンの年金体系においても、報酬比例型の年金に報酬反比例型の所得保証年金が加わっており、報酬反比例型（くさび形）の年金があっても「一元化」していると言っていいなら、ドイツの老齢給付も「一元化」している。

2.5.2 スウェーデンが「一元化」しているならドイツも「一元化」している

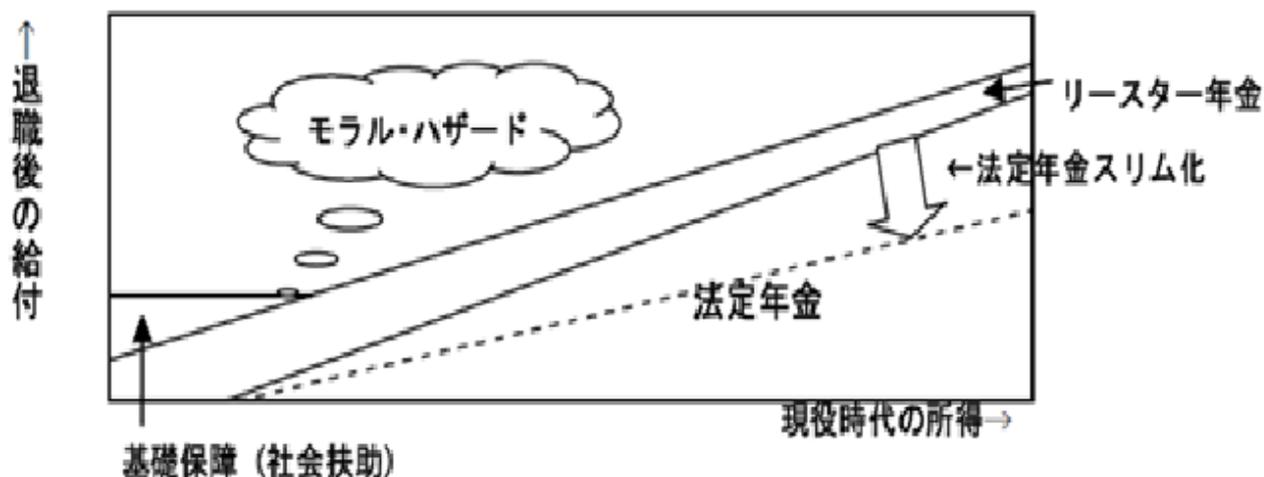
上の6. を詳しく説明する。

「年金一元化」の典型とされるスウェーデンの公的年金も、ビスマルク型の報酬比例年金の低所得者部分に、くさび形の最低所得保障年金が乗っている。

ビスマルク型の祖国ドイツにも税財源の基礎保障（社会扶助）があり、それは所得増に応じて逡減していくので、年金として論じられていないだけで、内実は最低所得保証年金と酷似している。

図表17は、一橋大学の山重慎二氏が日本財政学会第65回大会で、リースター年金と基礎保障の衝突に関する私の報告に対するコメントの際に示してくださった図をもとに描いたものである。山重氏には、「こうして図示するとドイツの問題はスウェーデンの最低保障年金と似た年金体系の問題であり、スウェーデンと違うのはリースター年金が強制加入でないことだ」とご指摘いただいた。

³⁷ 職員年金と労働者年金が統合されて一般年金になった今日でも、炭鉱労働者の年金だけは同じ法定年金の中にあいながら保険料も給付額も一般年金とは異なる。



図表17 ドイツの年金体系（法定年金・リースタ－年金・基礎保障）

ドイツもスウェーデンも、もともと定額拠出の基礎年金のない「ビスマルク型年金」の国であるから、上の4.のように官吏恩給等も報酬比例型年金の仲間だからほぼ同じだと考え、基礎保障（社会扶助）を所得保障年金だと考えさえすれば、同一の年金体系だと考えることが可能である。

2.5.3 日本の年金体系はスウェーデンやドイツのように「一元化」していない

さて、わが国の年金体系は、被用者向けで報酬比例型社会保険の厚生年金・共済年金に、定額拠出で1/3→1/2が税財源、残りが保険料財源の自営業者向け国民年金が加わった「二軒の家」が1986年以降、基礎年金拠出金を媒介に合体して「二階建ての一軒の家」という擬制をとっている。

国民年金（基礎年金）が100%税財源なら、所得に関係なく定額拠出、定額給付の長方形を、報酬反比例の三角形に変えれば、上記のスウェーデン型に収束するのだが、保険料財源が入っている以上、その割り切りは多少無理がある。

国民年金をどうすべきかは、国民年金のようなものを持ったことのないドイツの年金改革からは学べないので、本稿の目的の範囲外である。

おわりにー日本はドイツの年金改革から何を学べるか

ドイツ法定年金は、改革の中で、数種類の給付スライド抑制装置を組み込み、さらに早期退職奨励を払拭して67歳退職に移行しつつある。この改革は日本のマクロ経済スライドと同じく、経済リスク、政治リスクによって頓挫しがちであるが、しかし長期的には功を奏するだろう。むしろスリム化の成功によって低所得者への再分配が問題になりそうである。

日本は、マクロ経済スライドだけでは限界があるので今後、公式支給開始年齢65歳引上げを前倒しして、さらに引き上げる必要があるだろう。

年金体系については、スウェーデン型に近いものに収束することによって所得再分配をはかる必要は感じられる。しかし、ドイツには存在しない国民年金をどうするかは、国民年金の存在しないドイツの年金体系の研究からは学べない。

未納・未加入問題については、ドイツのツンフト（同業組合）的な体質³⁸が徴収態勢を強め、一方でそこからはずれた層は国家が「受給者化」することによって問題化させないでいることが分かった。一方日本は、会社単位の厚生年金が工場労働者を組織し、農民や自営業者を国民年金で組織して事足りていた頃と社会が変わってしまい、不安定労働者という把握しにくい層が国民年金の対象の大半を占めるようになった。日本はツンフト社会になることも、1960年代に戻ることもできないし、捕捉の問題から逃れようとして消費税を増税してかえって不安定労働者が増えても困る。

パイを拡大させる政策が必要であるが、それが何なのかも本稿の課題を超えている。

³⁸ この「ツンフト的徴収態勢」については、日本財政学会第65回大会で討論者の武田公子氏（金沢大学）から、現在のドイツの労働市場は不安定化していて、もはや「ツンフト的」とは言えないという指摘をいただいた。ドイツの公的年金の徴収率の高さとその原因については、税財源が年金財政に果たしている役割とともに、今後の研究課題としたい。

参考文献

石光 (2001) 石光 真「ドイツの年金改革——賦課方式内の財源措置と積立方式への部分的移行」, 会津大学短期大学部『会津大学短期大学部研究年報』第 58 号,

石光 (2010) 石光 真「ドイツ法定年金の給付抑制メカニズムとその補完策」『会津大学短期大学部研究年報』第 67 号、2010 年 3 月

http://www.jc.u-aizu.ac.jp/08/2010pdf/r_02.pdf

国家戦略室 (2010) 国家戦略室 新年金制度に関する検討会「新たな年金制度の基本的考え方について (中間まとめ) ~ 安心・納得の年金を目指して ~」2010年6月29日

<http://www.npu.go.jp/policy/policy02/archive08.html>

Börsch-Supan /Wilke(2005) Axel H. Börsch-Supan and Christina B. Wilke, *Reforming the German Public Pension System*

<http://www.boersch-supan.de/axel/GermanPensionReform.pdf>

Börsch-Supan /Gasche/Wilke(2009) Axel H. Börsch-Supan, Martin Gasche und Christina Benita Wilke, *Auswirkungen der Finanzkrise auf die Gesetzliche Rentenversicherung, ihre Beitragszahler und ihre Rentner*,

http://www.mea.uni-mannheim.de/mea_neu/pages/files/MEASStudy09.pdf

DRV(2010) Deutsche Rentenversicherung, *Rentenversicherung in Zahlen 2010*, Stand:25. Juni 2010,

http://www.deutsche-rentenversicherung.de/nn_23882/SharedDocs/de/Inhalt/04_Formulare_Publikationen/03_publicationen/Statistiken/Broschueren/rv_in_zahlen_2010_pdf,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/rv_in_zahlen_2010_pdf

Moog/ Raffelhüschen(2009) Stefan Moog, Bernd Raffelhüschen, *Ehrbarer Staat? Die Generationen- bilanz Update 2009: Wirtschaftskrise trifft Tragfähigkeit*

<http://www.vwl.uni-freiburg.de/fakultaet/fiwiI/publikationen/240.pdf>

OECD(2007), *Pensions at a Glance 2007: Public policies across OECD countries*

http://mpra.ub.uni-muenchen.de/16349/1/MPRA_paper_16349.pdf

OECD(2009), *Pensions at a Glance 2009: Retirement-Income Systems in OECD Countries*

www.oecd.org/els/social/pensions/PAG

Raffelhüschen / Ehrentraut (2008) "Vorsorgementalität der Deutschen" - Die Verlagerung der sozialen Verantwortung in der Altersvorsorge, Ehrentraut, O. und B. Raffelhüschen, Studie im Auftrag der neuen Leben Lebensversicherung AG.

<http://www.vwl.uni-freiburg.de/fakultaet/fiwiI/publikationen/182.pdf>

